

受付印		TS(114,782)	令和年月日	税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署 処理欄	青色申告	一連番号					
納税地					通算グループ整理番号						整理番号						
					通算親法人整理番号						事業年度(至)	年	月	日			
電話(PH(170,746))					法人区分	普通法人(既存の廃業法人を除く)、被監査法人等、協同組合又は法人等による利益相反行為又は人絡みがない旨の申告					左記以外の公益法人等、協同組合又は特定の医療法人	兆	十億	百万			
(フリガナ)					事業種目						売上金額						
法人名					期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		非申小法人			申告年月日	年	月	日			
法人番号					河内が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				通信日付印		確認	府指定	局指定	指導等	区分		
(フリガナ)					同非区分	特定会社	完全会社	同様会社	非同様会社		年月日						
代表者					旧納稅地及び 旧法人名等						申告区分						
代表者 住所					添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等の変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳書細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書					法人税	中間	期間後	修正	地方 法人税	中間	期間後

令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告算の期) 合間

申告書

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士注第23条	○	○

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円			控除額の計算	16	十億 百万 千 円
	法人税額(48) + (49) + (50)	2		+ (295,569)	(295,569)	所得税額(別表六(一)「6の③」)	16	
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3		+ (295,569)	(295,569)	外国税額(別表六(二)「23」)	17	
	税額控除超過額相当額等の加算額	4		+ (295,515)	(295,515)	計(16) + (17)	18	
	土利地盤課税上地譲渡利益金額(別表三(三)「24」) + (別表三(二)「25」) + (別表三(三)「20」)	5	0 0 0	+ (293,497)	(293,497)	控除した金額(12)	19	
	同上に対する税額(62) + (63) + (64)	6		+ (293,473)	(293,473)	控除しきれなかった金額(18) - (19)	20	
	留保金課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	0 0 0	+ (293,448)	(293,448)	所得税額等の還付額(20)	21	
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8		+ (293,448)	(293,448)	中間納付額(14) - (13)	22	
	法人税額計(2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	0 0	+ (295,407)	(295,407)	外 欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	
	分配時課外外国税額相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)の(2)「7」) + (別表十七(三)の(6)「3」)	10		+ (10,244,397)	(10,244,397)	計(21) + (22) + (23)	24	
この申告書による地方法人税額の計算	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		+ (11,293,369)	(11,293,369)	この申告が修正申告である場合の(3,359)申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(57)	25	外 0 0
	控除税((9) - (10) - (11))と(18)のうち少ない金額	12		+ (12,293,334)	(12,293,334)	欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」) + 別表七(三)「9」若しくは(21)又は別表七(四)「10」	26	
	差引所得に対する法人税額(9) - (10) - (11) - (12)	13	0 0	+ (14,395,395)	(14,395,395)	翌期へ繰り越す欠損金額(別表七(一)「5の合計」)	27	
	中間申告分の法人税額	14	0 0	+ (15,293,093)	(15,293,093)	外 この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(61)	41	外 0 0
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額と税額とし、マイナス)(13) - (14)の場合は(22)に記入)	15	0 0	+ (15,293,093)	(15,293,093)	中間納付額(39) - (38)	42	外 0 0
	課税標準法人税額(基準法人税額(2) - (3) + (4) + (6) + (9)の計) + (別表六(一)「付表六(7)の計」) + (別表六(六)「5の(2)」) + (別表六(六)「9の(2)」) + (別表六(六)「9の(3)」)	28		+ (28,293,276)	(28,293,276)	計(41) + (42)	43	
	課税標準法人税額に對する法人税額(8)	29		+ (28,293,276)	(28,293,276)	外 この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(61)	44	外 0 0
	課税標準法人税額(28) + (29)	30	0 0 0	+ (28,293,276)	(28,293,276)	剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額	45	
	地方法人税額(53)	31		+ (28,293,276)	(28,293,276)	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	46	年 月 日
	税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	32		+ (28,293,276)	(28,293,276)	決算確定の日	47	年 月 日
この申告書による地方法人税額の計算	課税留保金額に係る地方法人税額(54)	33		+ (28,293,276)	(28,293,276)	銀行 金庫・組合 農協・漁協	48	本店・支店 出張所 本所・支所
	所得地方法人税額(31) - (32) - (33)	34		+ (28,293,276)	(28,293,276)	預金	49	郵便局名等
	分配時課外外国税額相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)の(2)「8」) + 別表六(三)「(6)の(4)」と(34)のうち少ない金額)	35		+ (28,293,276)	(28,293,276)	還する金額	50	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36		+ (28,293,276)	(28,293,276)	受けける金額	51	
	外國税額の控除額((34) - (35) - (36))と(65)のうち少ない金額)	37		+ (28,293,276)	(28,293,276)	ようど等	52	-
	差引地方法人税額(34) - (35) - (36) - (37)	38	0 0	+ (28,293,276)	(28,293,276)	※税務署処理欄	53	
	中間申告分の地方法人税額	39	0 0	+ (28,293,276)	(28,293,276)		54	
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額と税額とし、マイナス)(38) - (39)の場合は(42)に記入)	40	0 0	+ (28,293,276)	(28,293,276)		55	